

令和8年度 墨田区立両国小学校

学校いじめ防止基本方針

令和8年4月6日

校長 山崎 隆

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめは児童等の生命並びに心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものである。
- (2) 全ての児童等が「やさしさ」「おもいやり」の心を大切にし、児童一人一人の安心・自信・自由を保障するものである。
- (3) いじめはどこでも起こり得るという認識に立ち、いじめ発見には全力で取り組み、発見した場合には、迅速かつ慎重に組織であたる。
- (4) いじめを受けた児童等の生命・心身を保護することが重要であるという認識のもと、関係機関との密な連携を図るものとする。

2 学校及び教職員の責務

教職員は保護者・関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組み、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する職責を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

①設置の目的

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置く。

②所掌事項（本委員会は、次に掲げる項目について協議する）

- 校内のいじめ未然防止対策に関すること。
- 家庭・地域との連携によるいじめの未然防止対策に関わること。

○いじめ発生時における具体的な対応に関すること。

○いじめ発生時における家庭・関係機関との連携にかかわること。

③会議

①の組織として、毎月1回、定例会議を行う。

④委員構成

校長、副校長、生活指導主幹、いじめ・不登校担当教諭、養護教諭、特別支援コーディネーター、その他生活指導委員会所属教諭、S C

(2) 学校サポートチーム

① 設置の目的

学校はいじめの未然防止及び発生時における対応機関として、学校サポートチームを置く。

② 所掌事項

○校外のいじめ未然防止対策に関すること。

○家庭・地域との連携によるいじめの未然防止対策に関わること。

○いじめ発生時における具体的な対応に関すること。

○いじめ発生時における家庭・関係機関との連携にかかわること。

③ 会議

学校運営連絡協議会と兼ね、年3回定例会議を行う。

④ 委員構成

校長、副校長、P T A会長 学校運営連絡協議会委員

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

①「いじめは絶対に許さない」という風土を醸成する。

②豊かな人間性を育む「心の教育」の充実を図り、道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめに向かわない態度・能力の育成を図る。

③児童自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童自身がいじめ防止を訴えるような取り組みを推進する。

- ④校内研修の充実による教職員の意識の向上を図る。
- ⑤児童・保護者を対象とした、いじめ防止のための啓発活動を推進する。
- ⑥家庭訪問や学校だより等を通じ、家庭との緊密な連携・協力を図る。

(2) 早期発見の取組 (重要度順)

- ① 日常生活場面における細やかな観察に加え、WEB 健康観察システム等を効果的に活用し、児童が示す小さなサインを見逃さず、心の変化や違和感を迅速かつ的確に把握できる体制を強化し、早期発見・未然防止につなげる。
- ② 定期的な状況調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握と、児童が訴えやすい環境を整える。
- ③ 保健室・相談室・電話相談窓口からの情報収集体制を整備する。

(3) 早期対応の取組 (重要度順)

- ① いじめを受けた児童や知らせた児童の安全を確保する。
- ② いじめを受けた児童が安心して授業を受けられる環境を整える。
- ③ 学校・家庭・地域が連携し、危機意識を高め、組織的に解決する校内体制を構築する。
- ④ いじめを行った児童への毅然とした指導を徹底する。
- ⑤ 黙認・傍観していた児童への指導を徹底する。
- ⑥ いじめを受けた児童の保護者への説明・支援・助言を行う。
- ⑦ いじめを行った児童の保護者へ事実と指導方針を説明する。
- ⑧ 教育委員会への報告と関係機関との連携を図る。
- ⑨ 犯罪行為に該当する事案は警察と連携する。
- ⑩ 保護者会等で情報を共有する。
- ⑪ いじめ認知報告書を活用し、教職員全体で情報を共有する。

(4) 教職員に対する暴言・暴力についての対応手順

① 発見・通報

- ・教職員に対する暴言・暴力を確認した場合、担任・学年主任・管理職に速やかに報告。
- ・被害教員の安全確保と心理的ケアを優先。

② 初期対応

- ・当該児童を安全な場所に移動し、状況を落ち着かせる。
- ・被害教員の状態確認（必要なら医療機関受診）。
- ・保護者へ事実を連絡。

③ 学校内協議

- ・学校いじめ防止対策委員会で事案を協議。
- ・暴言・暴力の背景（心理的要因、家庭環境など）を分析。

④ 再発防止策

- ・当該児童への指導（道徳・生活指導）。
- ・必要に応じて特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラーと連携。
- ・保護者との面談、家庭との協力体制構築。

⑤ 外部機関との連携

- ・悪質・重大な場合は教育委員会、児童相談所、警察への通報。
- ・被害教員への労災対応やメンタルケア支援。

⑥ 記録・報告

- ・事案の詳細を記録し、教育委員会へ報告。
- ・校内で再発防止のための研修を実施。

(5) 重大事態への対処

- ①いじめを受けた児童の安全の確保。
- ②いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保。
- ③関係機関や専門家等との相談・連携。
- ④「出席停止」も視野に入れた対応。
- ⑤いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携。

5 教職員研修計画

- (1) 職員会議等で「学校いじめ防止基本方針」の周知徹底を図る。
- (2) いじめ防止研修を実施していじめの認知に対する意識を高め、指導力の向上を図る。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) P T A役員会や保護者会での啓発を行う。
- (2) 学校便り、学年通信等による啓発活動を実施する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 問題が家庭内に起因する場合は、子供家庭支援センターと連携する。
- (2) 問題が地域社会に起因する場合は、地域町会へ働きかける。
- (3) 問題が犯罪行為として取り扱われる場合は、警察と連携する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 毎年、学年末に「いじめ防止対策」について全校児童及び保護者からの評価を行う。
- (2) 毎年、学年末に「いじめ防止対策」について学校運営連絡協議会より評価を行う。
- (3) 上記の学校評価の基、毎年必要に応じて基本方針の改善を行っていく。